

項 目	高温遮断機能付マルチタップに対する技術基準解釈（別表第四）について
<p>1 内容</p> <p>マルチタップ内部の導電部を熱可塑性樹脂部品で挟み込んだ機構をもち、万一、マルチタップの刃受け付近で異常発熱が生じた場合には熱可塑性樹脂が軟化し、導電部のばね性によって導電接続を遮断するような機能を有した製品に対する技術基準の解釈を知りたい。</p>	
<p>2 回答</p> <p>本製品の遮断機構は、熱可塑性樹脂を介して締付け等により接続するものですが、温度ヒューズに相当する保護機能をもった機能部品として捉えることができることから、別表第四1（2）～（イ）aの規定によらず、別表第八1（3）の温度ヒューズに対する規定を準用することとします。</p> <p>（理由）</p> <p>本製品の遮断機構は、異常発熱時に導電接続を遮断することを意図しており、万一の接続不良による異常発熱が生じて、直ちに危険が生じるおそれもなく、従来の温度ヒューズと同等の機能部品として捉えることが妥当と判断します。</p>	